



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる 40 以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧ください。

**Anti trust**

米国司法省、同意判決違反に対する法執行を強化

[DOJ Toughens Antitrust Consent Decree Enforcement](#)

米国司法省 (DOJ) は、最近の事件において、同意判決 (Consent Decree) に下記の条項を規定することにより、同意判決への違反に対する法執行を強化しています。

- ・ 民事的裁判侮辱 (Civil Contempt) について、DOJ による企業の同意判決違反に関する証明責任を軽減する旨の条項
- ・ DOJ による同意判決の執行にかかる費用を同意判決に違反した企業が負担する旨の条項
- ・ DOJ は、裁判所による同意判決違反の認定に基づき、同意判決の期間を延長することができる旨の条項
- ・ DOJ は、裁判所及び同意判決違反企業に対する通知により同意判決を解除することができる旨の条項

DOJ は、企業結合規制であるか否かを問わず、同意判決の執行を行っていくという方針を示しており、同意判決違反の証明度が下がることで、企業が DOJ から同意判決違反の責任を追及される可能性が高まっています。そこで、企業は DOJ による調査事案について同意判決による解決を図る場合、違反のリスク等を十分に考慮する必要があります。

**Compliance**

FCPA 2017 年次レビュー  
[FCPA 2017 Year in Review](#)

「FCPA 2017 Year in Review」を発行いたしました。

本年次レビューでは、2017 年 1 月のトランプ政権移行後、米国司法省 (DOJ) 及び米国証券取引委員会 (SEC) による企業に対する海外腐敗行為防止法 (FCPA) のエンフォースメント件数が全体として急減したのに対し、個人に対する訴追件数が増加したことを紹介しています。

また、本年次レビューは、2017 年の FCPA に関する注目すべき動向として、下記の事項を紹介・検討しています。

- ・ DOJ が FCPA のエンフォースメントを違反企業に対して行わないことが想定される条件を定めた FCPA の新たなエンフォースメント・ポリシーの公表
- ・ DOJ 上級職らの交代が先延ばしになり、トランプ政権への移行が FCPA のエンフォースメントに与える影響が不透明となったこと
- ・ DOJ が、2017 年の FCPA エンフォースメント事案において、違反企業に対するモニタリングを実行しなかったこと
- ・ 米国最高裁が、SEC の不当利得返還請求権を 5 年の除斥期間に制限したこと

- ・ DOJ が、2017 年の大規模な世界的腐敗行為事件において、海外当局と協力し、米国外における腐敗行為に対するエンフォースメントの強化及び海外当局との調査協力の重要性を強調したこと

**Compliance**

取締役会が企業の腐敗行為防止コンプライアンス・プログラムを監督する上で各取締役が把握しておくべきポイント

[Corporate Anticorruption Compliance Programs: Ten Questions Every Board Directors Should Ask](#)

近年、米国司法省 (DOJ) や米国証券取引委員会 (SEC) を含めた海外当局が、企業及び個人による海外腐敗行為防止法 (FCPA) 違反に対する FCPA のエンフォースメントを強化しています。そこで、FCPA 違反を防止するための企業の腐敗行為防止コンプライアンス・プログラムが効果的な内容となっているかを監督する取締役会の役割が一層重要となっています。

本ホワイト・ペーパーでは、取締役会が腐敗行為防止コンプライアンス・プログラムに対する実効的な監督を実施することができるように、各取締役が当該コンプライアンス・プログラムについて把握しておくべきポイントを紹介しています。その中には、たとえば、腐敗行為のリスクに対する効果的な評価を行うための基準・手続や腐敗行為を発見した際の手続が定められているか等が挙げられています。

**Compliance**

ペルーとアルゼンチン、新たな腐敗防止法性が企業をリスクにさらす

[Peru and Argentina: New Bribe Regime Put Companies at Risk](#)

ペルーとアルゼンチンは、最近のオデブレイト (Odebrecht) のスキャンダルによる後遺症や政治の風向きの変化を受けて、企業の腐敗防止に関する重要な法律を制定しました。すなわち、両国は、企業の腐敗防止制度を確立する法律を施行し、既存の個人に関する刑事責任の枠組みを法人自身の刑法責任に拡大しました。この措置により、ペルーとアルゼンチンは、世界的な腐敗と戦うための取り組みを強化することを示しました。

このジョーンズ・デイ・ホワイト・ペーパーは、ペルーとアルゼンチンの新たな汚職防止法の主要な規定とこれらの国々に拠点を持つ企業がその施行に対応するために考慮すべき変化や特徴をとりまとめたものです。

**IP**

2017 年の重要な米国特許判決  
[Key Patent Decisions of 2017](#)

2017 年は、米国最高裁及び連邦巡回控訴裁判所による、特許実務に大きな影響を及ぼす数々の判決 (4 件の最高裁判決を含む。) が出され、特許法分野においては注目すべき一年となりました。重要事件には、裁判地、特許の消尽、特許適格主題に関する案件や米国発明法の規定の解釈にかかる数件の判決が含まれます。



**Labor**

**カリフォルニア州における雇用規制に関するアップデート (2018年)**  
[2018 California Employment Legislation and Regulatory Update](#)

2017年、カリフォルニア州議会は、雇用規制を複雑にし、かつ、その適用範囲を拡大させる複数の法律を採択しました。最も目を引くのは、議会法案168が可決され、署名されたことです。これは、採用候補者が使用者の求めによらずに自発的に開示する場合を除き、使用者が採用ないし給与の決定に際して、採用候補者の前職での給与や待遇を尋ねたり考慮することを禁止するものです。また、カリフォルニア州議会は、トランプ政権の措置に対抗して、特に移民の権利をより強固に保護する法律を成立させました。

2017年に署名されて成立した法律に加え、2つの注目すべき動向があります。1つは、大規模な使用者（500人以上の従業員を雇用する使用者）に対して、Exempt Employee（労働法の一定の規制が適用されない従業員）の性別ごとの給与の平均値及び中央値の公表を義務付ける議会法案1209に対してブラウン知事が拒否権を行使したことです。もう1つは、使用者が26人以上の従業員を雇用する場合の最低賃金が2018年1月1日付けで11ドルに引き上げられたことです。

**M&A**

**CFIUSの近況－「進化」から「革新」へ**  
[CFIUS: Evolution Yields to Revolution](#)

対米外国投資委員会（以下「CFIUS」）にとって2017年は、以下に掲げるような理由から進化の年であったと言われてい

1. **届出数の著しい増加**：2016年の172件から2017年は238件に
2. （正式届出までの届出前相談期間の長期化等に伴う）**総体的な審査期間の長期化**
3. **第二次審査への移行割合の増加**：2015年及び2016年の46%から2017年は約70%に
4. **届出の取下げ及び再提出がなされた取引の増加**：2014年の12件、2015年の13件、2016年の27件から2017年は35件に
5. **禁止又は中止された取引の増加**：2015年の5件、2016年の12件から2017年は少なくとも18件に（ただし、いずれも推定値）
6. **中国による投資に対する厳格な審査の実施**
7. **是正措置が課された取引の増加**：2016年の約10%から2017年は約20%へ

他方、2018年は、CFIUSにとって革新的な年になるのではないかとされています。なぜならば、上下両院の超党派議員が2017年11月に提出した外国投資リスク審査近代化法案（Foreign Investment Risk Review Modernization Act）（以下「FIRRMA」）が、今年中に成立する可能性が高まっており、その場合、CFIUSに関する法制及び実務が大幅に変更されることになるためです。

FIRRMAの内容は多岐にわたりますが、その主なものは以下の通りです。なお、詳細は今後制定される施行規則において定められる予定です。

**1. CFIUSによる審査の対象となる取引範囲の拡大**

米国の重要なテクノロジー企業がジョイント・ベンチャー等を通じて外国企業に対して知的財産及び関連する支援を提供する行為（ただし、通常の顧客関係に基づく行為を除きます。）、外国企業による米国の重要なテクノロジー企業又は重要なインフラストラクチャー企業への投資（ただし、パンプ投資を除きます。）などの取引が、新たにCFIUSによる審査の対象となります。

**2. 特定の国が関係する取引についての適用除外**

取引を行う外国企業が、施行規則において列挙される国の企業である場合、CFIUSは、当該取引につき、審査対象となる取引から除外できるようになります。

**3. 一定の取引についての義務的届出（Declaration）制度の創設**

現在の任意の届出制度に加え、一定の取引（外国政府が25%以上の持分を有する外国企業による米国企業の持分25%以上の取得等）については、CFIUSに対する届出が義務付けられることとなります。

**4. 審査期間の延長**

第一次審査の期間が30日から45日に延長されます。また、例外的な場合、第二次審査の期間（45日間）をさらに30日間延長できる（したがって、第一次審査と第二次審査を合わせた審査期間は最長120日となる）ようになります。

**5. 届出手数料**

届出につき、取引金額の1%相当額又は300,000ドルのいずれか低い額の手数料が課されることとなります（現在は届出手数料なし）。

その他、2018年2月は以下の最新情報をAlert/Commentary等としてお伝えしています。

**Antitrust**

米国連邦上告裁判所、音楽著作権管理団体との同意判決に関するDOJの拡大解釈を否定  
[Appeals Court Rejects DOJ Expansive Interpretation of Music Consent Decree](#)

**Antitrust**

ドイツ最高裁判所、不公正な取引方法に関する画期的な判決  
[German Supreme Court Issues Landmark Ruling on Unfair Trading Practices](#)

**Antitrust**

イタリア競争当局、排他的リベートの提供を行ったユニリーバのイタリア子会社に対して、6000万ユーロの制裁金  
[Chilling: ICA Fines Unilever/Algida €60 Million for Ice Cream Rebates Schemes](#)

**Antitrust**

DOJ、投資先企業から違法なキックバックの支払いを受けた未公開株式投資会社の責任を追及



[DOJ Pursues PE Firm Based on Portfolio Company's Alleged Payment of Kickbacks](#)

**Antitrust**

ヨーロッパの小売業は変革期を迎える  
[European Retail Trade Is on the Verge of Change](#)

**Disputes**

電磁的に記録された情報の消失に対する制裁の制限を定める改正連邦民事訴訟規則第37条(e)を裁判所は厳密に運用  
[Courts Are Closely Following Amended Rule 37\(e\)'s Limits on Sanctions for Lost Electronically Stored Information](#)

**Disputes**

クアラルンプール地域仲裁センター、アジア国際仲裁センターと名を変えて刷新  
[Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration Rebrands as Asian International Arbitration Centre](#)

**Disputes**

ニューヨーク州上級裁判所、7名の裁判官全員一致で「私的な」Facebookの投稿が開示対象になると判断  
[New York's Top Court Rules 7-0: "Private" Facebook Posts Subject to Disclosure](#)

**Disputes**

テキサス州控訴裁判所、和解合意がディスカバリーの開示対象となり得るかにについて判断  
[Texas Appellate Court Rules on Discoverability of Settlement Agreement](#)

**Energy**

台湾洋上風力発電プロジェクト：法令・規制枠組みに関する投資家ガイド  
[Taiwan Offshore Wind Farm Projects: Guiding Investors through the Legal and Regulatory Framework](#)

**Energy**

カメルーンにおいて石油・ガス権益に関する入札手続を開始：投資家インセンティブに注目が集まる  
[Investor Incentives in Focus as Cameroon Launches Oil and Gas Bidding](#)

**M&A**

オーストラリア：外国人による農地取得手続きにおいて国内の買手への購入機会付与を義務化  
[Australian Government Tries to "Level the Playing Field" for Purchases of Agricultural Land](#)

**M&A**

オーストラリア：外資による重要な電力資産の保有規制を強化  
[Australian Government Further Tightens FIRB Controls, Now Over Critical Electricity Assets](#)

**M&A**

オーストラリアのテイクオーバー・パネルが上場企業の株主間共同保有関係の審査開始要件を緩和？  
[Has Australia's Takeovers Panel Turned the "Tap" On to More "Association" Proceedings?](#)

**Privacy**

米国証券取引委員会、公開会社のサイバーセキュリティに関する開示についてガイダンスを公表  
[SEC Releases Guidance on Public Company Cybersecurity Disclosures](#)

**Regulation**

2018年米国防権限法に基づく国防省調達規制改正で強化されたデブリーフィング手続、調達制度における異議申立人に対して実効的なメリットを提供  
[Enhanced Debriefing Rules in the NDAA Offer Protesters Several Practical Advantages](#)

**Regulation**

米国防総省、連邦調達規制上の「民生品」を従来通り広く解釈  
[DoD Continues to Interpret "Commercial Item" Broadly, Despite Recent Attempts to Narrow](#)

**Regulation**

2018年超党派予算法により、スターク法の要件が緩和される一方、反キックバック法及び民事制裁法の罰則が強化  
[2018 Budget Act Eases Stark Law Requirements, Increases AKS and CMP Penalties](#)

**Securities**

香港証券先物委員会、ホワイトウォッシュ・ウェイパーを認める要件を加重することを提案  
[Hong Kong Securities and Futures Commission Proposes Raising Whitewash Approval Threshold](#)

**Securities**

米国連邦最高裁判所、内部告発者の証券取引委員会への通報義務について判決  
[Supreme Court Rules on Whistleblower Reporting to SEC](#)

**Securities**

欧州証券化規則：新証券化規則の適用時期までのカウントダウンが始まる...  
[The European Securitisation Regulation: The Countdown has Begun...](#)